

各位

会社名 東邦金属株式会社 代表者名 代表取締役社長 小樋 誠二 (コード番号:5781 東証スタンダード) 問合せ先 総務部 部長 西﨑 友彦 (TEL:06-6202-3376)

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年5月12日開催の取締役会において、2022年6月28日開催予定の第72回定時株主総会に下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

## 1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第 70 号)附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定が 2022 年 9 月 1 日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1)変更案第 15 条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2)変更案第 15 条第 2 項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示による提供の規定(現行定款第 15 条) は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

## 3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日(予定)2022 年 6 月 28 日(火曜日)定款変更の効力発生日(予定)2022 年 6 月 28 日(火曜日)

以上

(下線は変更部分を示します。)

現行定款 変更案 第3章 株主総会 第3章 株主総会 第15条(株主総会参考書類等のインター <削除> ネット開示による提供) 当会社は、株主総会の招集に際し、 株主総会参考書類、事業報告、計算 書類及び連結計算書類に記載又は表 示をすべき事項に係る情報を、法務 省令に定めるところに従いインター ネットを利用する方法で開示するこ とにより、提供することができる。 <新設> 第15条(電子提供措置等) 当会社は、株主総会の招集に際し、 株主総会参考書類等の内容である情 報について、電子提供措置をとるも のと<u>する。</u> 2. 当会社は、電子提供措置をとる事項 のうち法務省令で定めるものの全部 または一部について、議決権の基準 日までに書面交付請求した株主に対 して交付する書面に記載しないこと ができる。 <新設> 附則 第1条(株主総会資料の電子提供に関す る経過措置) 現行定款第 15 条(株主総会参考書類 等のインターネット開示による提 供)の削除及び変更案第15条(電子 提供措置等) の新設は、会社法の一 部を改正する法律(令和元年法律第 70号) 附則第1条ただし書きに規定 する改正規定の施行の日である 2022 年9月1日(以下「施行日」とい う)から効力を生ずるものとする。 2. 前項の規定にかかわらず、施行日か ら6か月以内の日を株主総会の日と する株主総会については、定款第15 条(株主総会参考書類等のインター ネット開示による提供) はなお効力 を有する。 3. 本附則は、施行日から6か月を経過 した日又は前項の株主総会の日から 3か月を経過した日のいずれか遅い 日後にこれを削除する。